

## 業務委託一者特命随意契約結果一覧（令和5年7月～9月契約分）

※令和6年12月17日、77番を追加しました。

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
1	令和5年度被災者生活再建支援システムり災証明書発行訓練業務	株式会社フジヤマ	R5. 8. 10	2, 255, 000	本市が株式会社フジヤマと一者特命契約し、提供を受けている「Bizひかりクラウド被災生活再建支援システム」を用いて、り災証明受付から処理、発行までの訓練を当日訓練会場で行う。本訓練は既存のシステムと密接な関係にあり、同一の者以外では訓練中のトラブルや故障発生時の対応が困難になる等、業務が十分に履行されない恐れがあるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	危機管理監危機管理課 (電話：053-457-2537)
2	ロジカルシンキング研修業務委託	株式会社アイ・イーシー	R5. 7. 20	1, 349, 986	業務の内容や性質・目的から価格競争で受託者を決定することは適当でなく、企画内容について評価され決定した事業者について、受講者からの評価を検証し、改善点を次年度の研修内容に反映させることを一定期間継続することが、質の高い研修を維持するうえで合理的である。 当該事業者は、平成30年度の指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、最適な事業者として決定され、令和元～4年度の研修において、受講者から高い評価を受けている。 以上から、当該事業者が最も質の高い研修を実施することができると考えられるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 (電話：053-457-2088)
3	遠州灘海浜公園（篠原地区）道の駅及び周辺地域活性化構想策定業務	セントラルコンサルタント株式会社静岡営業所	R5. 8. 7	14, 949, 000	公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部企画課 (電話：053-457-2241)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
4	徳川家ゆかりの資料展示収蔵施設基本計画作成業務	徳川家ゆかりの資料展示収蔵施設基本計画作成特定業務委託 日本設計・乃村工藝社共同企業体	R5. 8. 25	28,490,000	公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部企画課 (電話: 053-457-2241)
5	浜松市地方創生SDGsコンテンツ等開催事業	株式会社エイエイピー 浜松支店	R5. 8. 16	3,095,000	公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部企画課 (電話: 053-457-2241)
6	令和5年度浜松市共助型地域交通等事業支援業務及びシステムサービス提供役務	株式会社博報堂テクノロジー	R5. 7. 18	4,840,000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話: 053-457-2454)
7	浜松市共通基盤システム改修業務(区再編対応)	株式会社日立製作所 中部支社	R5. 8. 10	2,079,000	共通基盤システムはパッケージ製品であり、著作権を有するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話: 053-457-2724)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
8	令和5年度北区固定資産現況調査業務	株式会社ゼンリン 浜松営業所	R5. 8. 4	1,320,000	過去に現地の状況を把握して、本業務の実施に当たり必要とされる下記の要件を全て満たす業者で、入札参加資格者名簿(業務委託)に登録している業者は株式会社ゼンリン1者のみであるため。 ①著作物である地図情報データを著作権者として利用できる。 ②地図作成の調査時に収集し、地図製品には反映していない、ソーラー発電施設用地等課税に必要な情報を有している。 ③他の自治体で同様の業務で実績がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話: 053-457-2629)
9	令和5年度家屋評価計算入力業務	株式会社SBS情報システム	R5. 8. 31	13,180,530	家屋評価計算は評価の均衡上、同一の基準、計算方法によって行わなければならない。浜松市が使用している家屋評価システムは、株式会社SBS情報システムが開発し、当市独自の設定にカスタマイズしたものであり、それと完全に同期のとれたシステム環境で入力業務を行う必要がある。あわせて、システムの設定及び操作に精通した業務従事者によって正確に評価計算を行う必要があり、以上2つの条件を満たすことは他の業者には不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話: 053-457-2629)
10	令和5年度催告システム区再編対応業務	日本電気株式会社浜松支店	R5. 9. 1	1,716,000	催告システムは平成30年度に公募型プロポーザル方式によって調達した際、日本電気株式会社浜松支店からパッケージソフトウェアを浜松市仕様にカスタマイズする提案がされて、決定・導入したシステムであり、同社が著作権を持つ電話応答予測モデル(AIエンジン)が搭載されており、システムに関する更新作業及び蓄積データの変換作業は、同社以外では対応できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部収納対策課 (電話: 053-457-2268)
11	令和5年度浜松アリーナリニューアル構想検討業務	ランドブレイン株式会社 静岡事務所	R5. 7. 26	13,684,000	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話: 053-457-2421)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
12	江之島ビーチコート整備・運営事業に係るアドバイザー業務	株式会社三井住友トラスト基礎研究所	R5.9.7	37,730,000	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話:053-457-2421)
13	はままつインクルーシブスポーツ体験イベント開催業務委託	株式会社中日アド企画東海支社	R5.9.6	8,999,999	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話:053-457-2421)
14	第8次図書館システム保守管理業務	株式会社静岡情報処理センター 浜松営業所	R5.9.27	8,112,500	第8次図書館システムは株式会社静岡情報処理センターが構築した。パッケージシステムや設定等に関する技術情報を他者が有することは不可能である。システム保守業務を行うためには、内部構造を熟知し、運用全体を把握する必要があり、構築業者以外に本業務を実施できる業者はないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 中央図書館 (電話:053-456-8500)
15	令和5年度浜松市生活保護システム医療扶助オンライン資格確認対応改修業務委託	富士通Japan株式会社 静岡公共ビジネス部	R5.7.1	8,976,000	本システムは指名業者が著作権を有しており、システム改修は、当該権利を有する開発業者に限定され、運用の安全性、信頼性を維持するには、指名業者以外では対応が困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 福祉総務課 (電話:053-457-2032)
16	令和5年度浜松市生活保護システム基準改定等対応改修業務委託	富士通Japan株式会社 静岡公共ビジネス部	R5.7.1	8,118,000	本システムは指名業者が著作権を有しており、システム改修は、当該権利を有する開発業者に限定され、運用の安全性、信頼性を維持するには、指名業者以外では対応が困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 福祉総務課 (電話:053-457-2032)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
17	浜松市移動支援事業	合同会社まあべらす.	R5.9.20	95,211,000	浜松市移動支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業(移動支援事業)実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
18	浜松市日中一時支援事業	社会福祉法人天竜厚生会	R5.9.19	65,529,000	浜松市の日中一時支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業(日中一時支援事業)実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
19	令和5年度 保健事業周知啓発業務委託	株式会社 SBSプロモーション	R5.7.7	3,185,000円	受診者増加を図る効果的な広告展開が必要であり、専門的な知識や技術に加え、斬新なアイデアが必要なことから、プロポーザル方式によって参加者の知識・技術、アイデア性を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部国保年金課 (電話:053-457-2638)
20	令和5年度 浜松市 新型コロナウイルスワクチン接種等業務 その2	一般社団法人浜松市医師会	R5.8.30	474,977,670	この事業の目的を達成するためには、医療機関との連携のもとに実施する必要がある。ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話:053-453-6119)
21	令和5年度 浜松市 新型コロナウイルスワクチン接種等業務 その2	一般社団法人浜松市浜北医師会	R5.8.30	67,429,750	この事業の目的を達成するためには、医療機関との連携のもとに実施する必要がある。ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話:053-453-6119)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
22	令和5年度 浜松市 新型コロナウイルスワクチン接種等業務 その2	一般社団法人浜名医師会	R5.8.30	19,794,245	この事業の目的を達成するためには、医療機関との連携のもとに実施する必要がある。ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話:053-453-6119)
23	令和5年度 浜松市 新型コロナウイルスワクチン接種等業務 その2	一般社団法人引佐郡医師会	R5.8.30	19,178,135	この事業の目的を達成するためには、医療機関との連携のもとに実施する必要がある。ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話:053-453-6119)
24	令和5年度 浜松市 新型コロナウイルスワクチン接種等業務 その2	一般社団法人磐周医師会	R5.8.30	19,178,135	この事業の目的を達成するためには、医療機関との連携のもとに実施する必要がある。ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話:053-453-6119)
25	令和5年度 浜松市 新型コロナウイルスワクチン接種等業務 その2	医療法人社団鶴友会 かきのきクリニック	R5.8.30	1,235,144	当該医療機関をかかりつけ医としている市民の利便性を図るため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話:053-453-6119)
26	令和5年度 浜松市 新型コロナウイルスワクチン接種等業務 その2	さくらクリニック	R5.8.30	1,235,144	当該医療機関をかかりつけ医としている市民の利便性を図るため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話:053-453-6119)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
27	令和5年度 浜松市 新型コロナウイルスワクチン接種等業務 その2	医療法人社団井上医院	R5.8.30	1,917,848	当該医療機関をかかりつけ医としている市民の利便性を図るため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話:053-453-6119)
28	令和5年度 浜松市 新型コロナウイルスワクチン集団接種業務(調剤) その2	一般社団法人浜松市薬剤師会	R5.8.30	8,144,910	専門性が必要であり、市内各地域の薬剤師を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話:053-453-6119)
29	浜松市保健総合管理システム機能改修業務(新型コロナウイルスワクチン令和5年秋開始接種対応)	日本コンピューター株式会社	R5.9.6	2,970,000	開発業者以外では現行システムの解析に時間と費用がかかり、保守・改修後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発業者以外ではできない。 また、ソフトウェアの著作権の点からも開発業者以外では対応ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話:053-453-6119)
30	浜松市新型コロナウイルスワクチン接種等業務その2	国立大学法人浜松医科大学	R5.8.31	14,575,000	指定する会場および日程にて多数の新型コロナウイルスワクチンの接種が可能な専門スタッフを有する機関であり、他の者では取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話:053-453-6119)
31	浜松市新型コロナウイルスワクチン接種等業務その2	医療法人弘遠会すずかけセントラル病院	R5.8.31	4,125,000	指定する会場および日程にて多数の新型コロナウイルスワクチンの接種が可能な専門スタッフを有する機関であり、他の者では取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話:053-453-6119)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
32	個別がん検診等業務 その2	一般社団法人浜松市浜北医師会	R5.9.28	92,637,338	がん等の早期発見・早期治療を目的としたがん検診等を実施するうえで、医師の専門性、診査能力及び医療設備が必要とされる。浜松市浜北医師会は浜松市内、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話:053-453-6119)
33	浜松市立幼稚園訪問看護業務委託	医療社団法人静岡健生会 訪問看護ステーションあすなろ	R5.7.1	4,589,640	対象幼児の健康・安全を最優先に確保するため、小児の医療的ケアに精通しており、対象幼児が過去に利用し、対象幼児及びその保護者との信頼関係が構築されている訪問看護ステーションが最適であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話:053-457-2117)
34	浜松市立幼稚園 個別空調機等賃貸借(その1・再リース)	総合ハウス建工株式会社	R5.9.15	36,604,260	一般的な空調機器の耐用年数が13年程度となっている。当初の契約開始日から5年経過するところであり、空調機器の耐用年数から長期継続契約の再リースが可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話:053-457-2117)
35	浜松市立幼稚園 個別空調機等賃貸借(その2・再リース)	総合ハウス建工株式会社	R5.9.15	40,457,340	一般的な空調機器の耐用年数が13年程度となっている。当初の契約開始日から5年経過するところであり、空調機器の耐用年数から長期継続契約の再リースが可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話:053-457-2117)
36	浜松市立幼稚園 個別空調機等賃貸借(その3・再リース)	総合ハウス建工株式会社	R5.9.15	44,310,420	一般的な空調機器の耐用年数が13年程度となっている。当初の契約開始日から5年経過するところであり、空調機器の耐用年数から長期継続契約の再リースが可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話:053-457-2117)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
37	行政区再編に伴う幼保支援システム対応業務	株式会社日立ソリューションズ西日本	R5.9.1	1,371,700	システムの区再編対応業務はシステム開発業者以外では対応が不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話:053-457-2118)
38	令和5年クリハラリス捕獲業務	特定非営利活動法人 Roots Japan	R5.9.28	15,961,000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適業者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部環境政策課 (電話:053-453-6149)
39	浜松市事業系一般廃棄物適正処理推進業務	NTTタウンページ株式会社	R5.8.9	4,066,769	業務委託・賃貸借登録業者リストの業種指定に「3099 その他業務委託」が含まれる者であって、市内全事業者に近い数を把握している事業者であり、当該事業者の情報を外部機関に提供することについて事業者から同意を得ており、月ごとに当該事業者の情報を更新している者は、契約相手方以外にいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部ごみ減量推進課 (電話:053-453-6229)
40	令和5年度特定品目運搬中間処理業務(複数単価契約)	中部保全株式会社	R5.7.24	28,979,500	令和5年6月2日豪雨の影響で、中間処理業務の機能を一部移設しているが、保管場所が限定され、市内で全量を処理できないため、緊急に別業者に業務委託する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	環境部廃棄物処理課 (電話:053-453-0011)
41	令和5年度蛍光管運搬業務(その2)(複数単価契約)	日本通運株式会社豊橋支店	R5.7.24	1,982,090	公益社団法人全国都市清掃会議の「広域回収処理事業」を利用して水銀を含む蛍光管を適正に資源化するにあたり、運搬業者は1者に指定されているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部廃棄物処理課 (電話:053-453-0011)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
42	監視制御システム点検業務	天方産業株式会社	R5. 7. 31	13,805,000	当工場の監視制御システムは株式会社日立製作所製のものを導入している。交換部品を確実に調達することや、焼却炉の運転計画に基づき、限られた期間内に安全かつ速やかに点検作業及び部品交換を行うこと、作業後にシステムを性能保証できるのはメーカー特約店のみである。このうち、浜松市に業務委託登録のある業者は、天方産業株式会社のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部南清掃事業所 (電話: 053-425-3680)
43	TVアニメ「夢見る男子は現実主義者」声優招致イベント企画運営業務	株式会社ポニーキャニオン	R5. 9. 15	4,899,668	本イベントはTVアニメ「夢見る男子は現実主義者」のコンテンツを利用するものであり、アニメの活用及び声優の招聘にあたっては著作権等を有する製作委員会の幹事会社である株式会社ポニーキャニオンとの契約以外に方法がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課フィルムコミッション推進室 (電話: 053-457-2295)
44	大河ドラマ「どうする家康」パネル展・トークショー(9月)運営業務	一般財団法人NHK財団	R5. 8. 25	3,448,500	本業務は、大河ドラマ「どうする家康」のコンテンツの活用及びドラマに出演するキャストとの調整が必要であり、実施にあたってはNHKの番組広報宣伝のために設立されている当該業者との契約以外に方法がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話: 053-457-2295)
45	大河ドラマ「どうする家康」スペシャルトーク&パブリックビューイング運営委託業務	株式会社中日アド企画東海支社	R5. 8. 29	1,710,181	本業務の実施にあたっては、大河ドラマ「どうする家康」の権利者である日本放送協会並びに同番組に関する権利使用の権限を有する一般社団法人NHK財団との連携が必要不可欠となる。株式会社中日アド企画東海支社は、トークショーに関する演出等の業務を同財団から受託していることから、本業務に関する権利者との調整を一体的に行うことができる唯一の事業者であり、他に代わる者がいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話: 053-457-2295)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
46	台湾友好都市交流事業支援業務	株式会社ジェイアール東海エージェンシー	R5. 7. 31	1,580,652	株式会社ジェイアール東海エージェンシーは、令和5年度ビジットハママツ推進事業の受託者であり、本市の台湾連絡員として台湾でのプロモーションの代行をしている。本市の観光情報に精通しているとともに台北市政府や南投県政府、現地旅行会社等とのネットワークを持っていることに加え、当事業内において台湾現地旅行会社とのアポ取り、調整まで行っている。ビジットハママツ推進事業と連携し、本業務を確実に効果的に執行できる唯一の事業者であり、他に代わる者がいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
47	台湾向け宿泊キャンペーン事業	株式会社D2C X	R5. 8. 1	7,980,000	海外OTA (agoda) と直接契約をする場合は、現地通貨で支出をする必要があり、為替の関係により事業費が流動的となるため、事業実施中に予算を超える恐れがある。今年度実施しているデジタルマーケティング推進事業の受託者である株式会社D2C Xは、当該事業においてOTA内に特設ページを既に開設しており、掲出先OTAとの関係が構築できているため、事業費を変動せずに固定で予算内で実施することができる。したがって、本業務を確実に効果的に執行できる唯一の事業者であり、他に代わる者がいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
48	令和5年度はままつフードパーク業務委託	株式会社静岡博報堂浜松営業所	R5. 8. 18	9,999,999	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該事業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業水産課 (電話：053-457-2334)
49	令和5年度農業基盤整備国庫補助事業三ヶ日東部地区経営体育成促進換地等調整業務	静岡県土地改良事業団体連合会	R5. 7. 19	1,925,000	本業務は、土地改良法第52条第4項及び農林水産省通達に基づき、土地改良換地士の資格を有するものが在籍するなどの体制が整っている事業者が条件となっており、農地所有者や農業者、さらに関係機関との調整を頻繁に行う必要があることから、これら条件を満たす当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農地整備課 (電話：053-457-2314)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
50	令和5年度 浜松市都市機能誘導方針検討業務	株式会社オオバ 浜松営業所	R5.7.3	20,273,000	本業務は、都心などへの民間都市開発の促進、戦略的な誘導を図るための容積率緩和制度の運用基準とともに、ウォークアブル空間形成のためのオープンスペースの基準の検討を行うなど、先進的で事例の少ない業務である。これらの項目について、専門的かつ幅広い業務経験を有する高度な技術提案が必要であることから、公募型プロポーザル方式により参加者を審査したうえで、当該事業者が本業務に最適であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部都市計画課 (電話：053-457-2644)
51	令和5年度 浜松市屋外広告物管理システム機能改修業務	株式会社フジヤマ	R5.9.1	3,850,000	浜松市屋外広告物管理システムはパッケージソフト(使用ライセンスのみの取得)のため、システムの著作権を市は有しておらず、また、今回の業務委託はシステムの中身を改造するものであり、著作権を有する者以外は、業務を履行することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部土地政策課 (電話：053-457-2344)
52	令和5年度 西遠都市圏総合都市交通体系調査業務委託	一般財団法人計量計画研究所	R5.7.13	33,300,000	本業務は、県と市が合同で実施した公募型プロポーザルで、提案のあった1者についてコンサルタント選定委員会に諮り、技術提案書の審査及びヒアリングを行い、適していると認められた1者を受託者として特定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部交通政策課 (電話：053-457-2910)
53	令和5年度 西遠都市圏総合都市交通体系調査に伴う補完調査業務委託	一般財団法人計量計画研究所	R5.9.5	4,800,000	本業務は、本年度に一般財団法人計量計画研究所が進めている西遠都市圏総合都市交通体系調査業務委託(以下、本体調査)の調査内容や分析手法を基本とした集計用データの作成や分析を実施するもので、本体調査と同調しながら作業を進める必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部交通政策課 (電話：053-457-2910)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
54	令和5年度大平台北東区域地下構造物調査事業地下水処理計画等に関する技術支援業務	一般社団法人日本建設機械施工協会	R5. 7. 18	4, 235, 000	一般社団法人日本建設機械施工協会は、建設機械と建設機械化施工に関する総合試験研究機関として、土木、機械、地質分野等の多彩な技術者や各種試験機を有し、国家的プロジェクトを含む多様な事業の調査・研究・開発に参画している。また昨年度の同業務においても、豊富な経験と高度な技術力により多大な成果を納めており、当該事業を熟知していることから、業務の目的を適切に遂行する上で、必要な技術支援を担うことができる唯一の業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部市街地整備課 (電話：053-457-2716)
55	令和5年度土木防災情報システム運営事業水位計雨量計データオープン化業務	ワイズエピック	R5. 7. 14	2, 442, 000	本業務により改修する水位計雨量計サーバ内プログラムは、著作権をワイズエピックが所有し、著作権法第27条で定める翻訳権、翻案権等を有しており、システムの改修は他社では行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部河川課 (電話：053-457-2452)
56	警備保障業務 その1	総合警備保障株式会社 浜松支社	R5. 9. 15	2, 567, 642	現在の警備保障業務はR5. 9. 30に契約満了を迎えるが、200近くある小中学校と幼稚園の機器入替には事前準備期間を十分確保する必要があるため、次期警備保障業務開始の業務開始日をR5. 12. 1としている(一般競争入札にて業者決定)。R5. 10. 1~11. 30の2か月間の警備を行う本業務では、機器の入れ替えをしないため、現契約で使用している機器をそのまま利用できるのは同社のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話：053-457-2403)
57	低濃度PCB廃棄物収集運搬処分業務(飯田小学校他12校)	株式会社太洋サービス	R5. 8. 1	5, 095, 310	低濃度PCB廃棄物の収集、運搬及び処分にあたっては、廃棄物処理法第15条の4の4第1項に基づく無害化処理認定を受けた事業者でなければ業務を受託することができず、当該産業廃棄物の排出施設及び処分場に対して収集・運搬ができる者は、株式会社太洋サービスのみ(東海四県に一者のみ)である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話：053-457-2403)
58	令和5年度プレスクール業務委託	特定非営利活動法人浜松日本語日本文化研究会	R5. 8. 4	1, 607, 804	公募型プロポーザルにより広く参加者を募り企画提案の内容を審査した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課(電話：053-457-2428)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
59	浜松市次期水道料金等調定システム機能改修業務(インボイス制度対応)	日本電気株式会社浜松支店	R5.9.15	26,807,000	本業務による改修後の水道料金等調定システムの運用について、安全性及び信頼性を維持するためには、開発・製造業者以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部お客さまサービス課 (電話:053-474-7812)
60	浜松市上下水道クラウド基盤接続回線(委託業者用)構築業務	日本電気株式会社浜松支店	R5.9.15	2,574,000	本業務及び回線接続後における水道料金等調定システムの運用について、安全性、信頼性を維持するためには、開発・運用保守業者以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部お客さまサービス課 (電話:053-474-7812)
61	令和5年度耐震性貯水槽緊急遮断弁保守点検業務	株式会社栗本鐵工所	R5.8.14	1,050,500	本業務の対象機器は株式会社栗本鐵工所が製造した製品であるため、保守における運用の安全性、信頼性を維持するためには開発・製造会社以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部水道工事課 (電話:053-474-7021)
62	令和5年度大原浄水場緊急遮断弁点検業務	株式会社前澤エンジニアリングサービス横浜営業所	R5.7.28	1,408,000	保守における運用の安全性・信頼性を維持するためには、開発・製造業者(代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む)以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話:053-436-1307)
63	令和5年度 常光浄水場配水ポンプ分解点検業務	クボタ環境エンジニアリング株式会社中部支店	R5.7.28	2,178,000	点検後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者(株式会社クボタ)が指定する代理店であるクボタ環境エンジニアリング株式会社中部支店以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話:053-436-1307)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
64	令和5年度 常光浄水場配水ポンプ用電動機分解点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社静岡支社	R5.9.12	1,210,000	保守・改修後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者である三菱電機株式会社が指定する三菱電機プラントエンジニアリング株式会社以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話:053-436-1307)
65	天竜区内仕切弁等点検業務	天竜北遠上下水道協同組合	R5.9.15	4,620,000	現地の地下水の有無など、仕切弁や空気弁設置箇所の状況を把握しているおり、長年管路工事に携わり管路や地理等を熟知し、指定工事業者で構成されている天竜北遠上下水道協同組合以外では対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話:053-922-0035)
66	天竜区内急速ろ過機点検業務	大学産業株式会社	R5.7.20	1,155,000	今年度点検するろ過機は、大学産業株式会社が理水化学株式会社の特約代理店として納入及び施工をした製品であり、現在、県内の理水化学株式会社製急速ろ過機の保守点検を一手に担っているため、その構造及び取り扱いを熟知している。また、他の業者が点検整備した場合、ろ過機として正常に機能しない恐れがあるばかりか適正な水質が確保できず市民生活に支障を来す恐れがあるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 水窪上下水道室 (電話:053-982-0009)
67	令和5年度浜松市庄内協働センター運営業務	特定非営利活動法人プラットフォーム庄内 理事長 新聞秀人	R5.8.1	2,550,000円	庄内地域について熟知した自治会連合会の経験者や社会福祉協議会の構成員(経験者を含む)及び地域住民で構成する団体へ委託することにより、地域の活性化やコミュニティの醸成を図ることが期待できるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話:053-597-1117)
68	浜松市にしこの放課後児童会ほか2施設運営業務	株式会社明日葉	R5.9.6	802,771,266	公募型プロポーザルにより企画提案書を審査・検討し、採択された事業提案者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話:053-457-2401)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
69	浜松市ありたま放課後児童会ほか24施設運営業務	株式会社明日葉	R5.9.6	704,604,381	公募型プロポーザルにより企画提案書を審査・検討し、採択された事業提案者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話:053-457-2401)
70	浜松市とみつか放課後児童会ほか21施設運営業務	シダックス大新東 ヒューマンサービス株式会社中部第二支店	R5.9.6	763,974,000	公募型プロポーザルにより企画提案書を審査・検討し、採択された事業提案者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話:053-457-2401)
71	浜松市こうま放課後児童会ほか20施設運営業務	株式会社明日葉	R5.9.6	681,688,161	公募型プロポーザルにより企画提案書を審査・検討し、採択された事業提案者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話:053-457-2401)
72	浜松市てんぱく放課後児童会ほか10施設運営業務	株式会社アンフィニ	R5.9.6	476,640,000	公募型プロポーザルにより企画提案書を審査・検討し、採択された事業提案者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話:053-457-2401)
73	浜松市こりす放課後児童会ほか17施設運営業務	シダックス大新東 ヒューマンサービス株式会社中部第二支店	R5.9.13	620,247,000	公募型プロポーザルにより企画提案書を審査・検討し、採択された事業提案者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話:053-457-2401)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
74	浜松市あおぞら放課後児童会ほか14施設運営業務	株式会社明日葉	R5.9.13	478,501,959	公募型プロポーザルにより企画提案書を審査・検討し、採択された事業提案者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話:053-457-2401)
75	浜松市浜名第一ビーパーククラブほか24施設運営業務	シダックス大新東 ヒューマンサービス株式会社中部第二支店	R5.9.13	943,248,000	公募型プロポーザルにより企画提案書を審査・検討し、採択された事業提案者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話:053-457-2401)
76	浜松市ふたまた児童クラブ及びふたまた第2児童クラブ運営業務	社会福祉法人天竜厚生会	R5.9.13	62,286,000	公募型プロポーザルにより企画提案書を審査・検討し、採択された事業提案者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話:053-457-2401)
77	令和5年度職員採用デジタルプロモーション業務	株式会社中日アド企画	R5.7.28	1,584,000	専門性の高いデジタルプロモーションの手法を用いた広告宣伝業務であることから、指名型プロポーザル方式によって指名業者を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	人事委員会事務局 (電話:053-457-2201)